

平成 30 年 11 月 1 日以降 積算基準日の工事から適用 通達資料

2 土地改良事業等請負工事の価格積算要領
(昭和 52 年 2 月 22 日付け開総第 195 号農地開発部長通知) の一部改正

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>2 土地改良事業等請負工事の価格積算要領 【省略】</p> <p>第1 趣 旨 【省略】</p> <p>第5 間接工事費の内容及び積算 間接工事費に係る各項目の積算は、次のとおりとする。</p> <p>1 共通仮設費 【省略】</p> <p>2 現場管理費 (1) 現場管理費の内容 【省略】</p> <p>(3) 現場管理費率の補正 施工地域_____を考慮した現場管理費率の補正については、別表3の適用条件に該当する場合、別表2の現場管理費率に補正係数を乗じる。施工時期、工事期間等を考慮した補正については別表3-1に冬期率を乗じた補正值を加算するものとする。ただし、フィルダム工事には適用しない。 【省略】</p>	<p>2 土地改良事業等請負工事の価格積算要領 【省略】</p> <p>第1 趣 旨 【省略】</p> <p>第5 間接工事費の内容及び積算 間接工事費に係る各項目の積算は、次のとおりとする。</p> <p>1 共通仮設費 【省略】</p> <p>2 現場管理費 (1) 現場管理費の内容 【省略】</p> <p>(3) 現場管理費率の補正 施工地域、<u>施工場所</u>を考慮した現場管理費率の補正については、別表3の適用条件に該当する場合、別表2の現場管理費率に補正係数を乗じる。施工時期、工事期間等を考慮した補正については別表3-1に冬期率を乗じた補正值を加算するものとする。ただし、フィルダム工事には適用しない。 【省略】</p>	<p>字句の削除</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																																												
<p>別表1 工種区分 【省略】</p> <p>別表3 現場管理費率の補正值</p> <p>1 施工地域 <u> </u> による補正</p> <table border="1" data-bbox="172 415 1320 766"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用条件</th> <th rowspan="2">補正 係数</th> <th rowspan="2">適用 優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響あり(1)</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上の上の車線において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり(2)</td> <td>一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市街地(DID補正)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.0</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※フィルダム工事には適用しない。 注1) 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 注2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。</p> <p>2 施工時期、工事期間等による補正</p> <p>(1) 施工時期、工事期間等を考慮して、「別表2 現場管理費率」の値に1.8%の範囲内で適切に補正するものとする。</p> <p>(2) 冬期対象期間を11月1日から3月31日までとし、この期間にまたがる工期にあっては、下記により補正する。</p> <p style="text-align: center;">補正率(%) = 補正係数(積雪寒冷地域) × 冬期率</p> <p style="text-align: center;">冬期率 = $\frac{\text{冬期対象期間(日数)}}{\text{工期(日数)}}$</p> <p>(注1) 補正係数(積雪寒冷地域)は、「別表3-1 施工地域による補正係数(積雪寒冷地域)」による (注2) 施工地域による補正係数(積雪寒冷地域)が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。 (注3) 冬期率及び補正率は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。 (注4) 工場製作工事、冬期条件下で施工することが前提となっている除排雪工事等及びフィルダム工事には適用しない。 (注5) 工期については、実際に工事を施工するために要する期間で準備期間と後片付期間を含めた実工期間とする。</p> <p>3 現場管理費の補正方法</p> <p>補正された現場管理費率 = $\frac{\text{現場管理費率}}{\text{標準値}} \times \text{施工地域}_{\text{による補正率}} + \text{施工時期・工事期間}_{\text{による補正率}}$ (1.8%以内)</p> <p>【省略】</p>	適用条件		補正 係数	適用 優先	施工地域区分	対象	一般交通影響あり(1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上の上の車線において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1	一般交通影響あり(2)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2	市街地(DID補正)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3	山間僻地及び離島	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4	<p>別表1 工種区分 【省略】</p> <p>別表3 現場管理費率の補正值</p> <p>1 施工地域、施工場所による補正</p> <table border="1" data-bbox="1427 415 2576 766"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用条件</th> <th rowspan="2">補正 係数</th> <th rowspan="2">適用 優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響あり(1)</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上の上の車線において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり(2)</td> <td>一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市街地(DID補正)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.0</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※フィルダム工事には適用しない。 注1) 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 注2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。</p> <p>2 施工時期、工事期間等による補正</p> <p>(1) 施工時期、工事期間等を考慮して、「別表2 現場管理費率」の値に1.8%の範囲内で適切に補正するものとする。</p> <p>(2) 冬期対象期間を11月1日から3月31日までとし、この期間にまたがる工期にあっては、下記により補正する。</p> <p style="text-align: center;">補正率(%) = 補正係数(積雪寒冷地域) × 冬期率</p> <p style="text-align: center;">冬期率 = $\frac{\text{冬期対象期間(日数)}}{\text{工期(日数)}}$</p> <p>(注1) 補正係数(積雪寒冷地域)は、「別表3-1 施工地域による補正係数(積雪寒冷地域)」による (注2) 施工地域による補正係数(積雪寒冷地域)が2つ以上となる場合には、対象金額の大きい方を適用する。 (注3) 冬期率及び補正率は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。 (注4) 工場製作工事、冬期条件下で施工することが前提となっている除排雪工事等及びフィルダム工事には適用しない。 (注5) 工期については、実際に工事を施工するために要する期間で準備期間と後片付期間を含めた実工期間とする。</p> <p>3 現場管理費の補正方法</p> <p>補正された現場管理費率 = $\frac{\text{現場管理費率}}{\text{標準値}} \times \text{施工地域・施工場所}_{\text{による補正率}} + \text{施工時期・工事期間}_{\text{による補正率}}$ (1.8%以内)</p> <p>【省略】</p>	適用条件		補正 係数	適用 優先	施工地域区分	対象	一般交通影響あり(1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上の上の車線において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1	一般交通影響あり(2)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2	市街地(DID補正)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3	山間僻地及び離島	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4	<p>字句の削除</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の削除</p>
適用条件		補正 係数			適用 優先																																									
施工地域区分	対象																																													
一般交通影響あり(1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上の上の車線において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1																																											
一般交通影響あり(2)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2																																											
市街地(DID補正)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3																																											
山間僻地及び離島	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4																																											
適用条件		補正 係数	適用 優先																																											
施工地域区分	対象																																													
一般交通影響あり(1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上の上の車線において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1																																											
一般交通影響あり(2)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2																																											
市街地(DID補正)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3																																											
山間僻地及び離島	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4																																											